

Title	日本古代の天皇と家産所領
Author(s)	柳澤, 菜々
Citation	
Issue Date	
Text Version	none
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/50449">http://hdl.handle.net/11094/50449</a>
DOI	
rights	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## 論文内容の要旨

氏 名 ( 柳 沢 菜 々 )	
論文題名	日本古代の天皇と家産所領
論文内容の要旨	
<p>本論文が着目するのは、日本古代における天皇の経済基盤、とりわけ天皇家の家産についてである。本論文において家産とは、血縁を中核としたある一集団の活動を支える経済的基盤、具体的には、動産としての稲や財物、宮宅などの施設や種々の用益地からなる所領などの不動産をさす。日本古代において、国家の頂点に位置づけられた天皇、その天皇を中核とした血縁集団（天皇家）はどのような経済基盤を有し、それらはいかにして彼らの活動を支えていたのか、以上を明らかにすることが本論文の課題である。本論文では、天皇家の家産のなかでも特に所領を分析の対象としてとりあげ、考察をおこなう。</p> <p>第一章、令制官田の特質では、天皇の供御料田として律令に規定が設けられている官田について、その立地や経営方式、律令制下における特質を検討した。本章は、供御供給地のなかで官田がどのような性格をもつものであったのか、解明することを目指したものである。</p> <p>検討の結果、①日本田令の官田規定は、唐の屯田制にみられる中央の強い把握のもとでの経営方式を官田経営において採用することを表明したものであること、②官田は他の用益地（園・牧など）と景観として隣接し、一体となって所領の一面を構成していた田地であること、③耕作のための労働力は令制以前からの関係をもとに現地の特定集団を充てる場合があったが、その差発は国一郡の機構を介した雑徭徴発として処理されたこと、④官田からの収穫については、国ごとに調達すべき量が面積によって定められ、国衙は穫稲数を帳簿処理のうえで把握していたこと、⑤神護景雲二年（七六八）を転機として官田経営が国司に一任されることなどを指摘した。上記のような特徴をもつ官田は、血縁にかかわらず天皇位についた者に継承される財源として、律令制下において新たに創出された地目であり、天皇家の家産に相当する田は、官田のみに限られるものではなかったと考えられる。従来指摘されていたように、官田の立地や経営に令制以前から連続する要素が多々みとめられることは事実として重要であるが、唐制を利用した律令の導入に際して、供御料田としての官田の位置付け、性格が変化していることを評価しなくてはならない。</p> <p>第二章、供御の園と蔬菜供給では、天皇家に供給される供御食料としての蔬菜に着目し、生産地である園について、供御供給地としての性格を明らかにすることを目的として、分布および経営について分析をおこなった。また、蔬菜供給に関わる官司である園池司についてその職掌を再検討した。</p> <p>園は河川と密接な関係を有し、生産物の生鮮性を重視して京近郊に営まれるものであった。八世紀に供御供給を担っていた園はミヤケなど令制以前からの所領を前身とし、血縁によって家産として継承されてきたものが中心となっていた。ところが、八世紀末から九世紀初頭にかけて、式規定によって供御の園が固定され、天皇位に付随するものとなっていく。また、平安遷都にともない、唐を手本とする都城プランにしたがった京北園などが設置され、必ずしもミヤケに由来しない新たな土地が用益地として確保されるようになった。園の経営は当初園戸によっておこなわれていたが、徐々に雑徭によるものへと切り換えられ、天平宝字三年（七五九）には全ての園戸が公戸に編入された。</p> <p>供御蔬菜の供給および生産地である園の管理を担う官司である園池司は、これまで禽獣の飼育、庭園施設の管理をも職掌とするとされてきたが、禽獣の飼育は園池司の恒常的な業務とはなり得ず、庭園施設もさまざまな官司によって維持・管理されるものであった。寛平八年に園池司は内膳司へと併合され、内膳司のもとに供御に関わる機能が集積された。</p> <p>第三章、勅旨田と天皇家家産では、近年の研究によって天皇御料田であることが指摘された勅旨田について、天皇家家産としての位置付けを中心に考察している。同じく御料田とされる令制官田との違いを明らかにするとともに、八世紀中頃以降、中世まで勅旨田の名称が確認できることについて、時期的な変遷を考慮して検討を加えた。</p> <p>八世紀の史料にあらわれる「勅旨田」は、近江国や美濃国など聖武・光明・孝謙らの家産所領が分布する地域で開発が進められていたものであり、開発を現地で遂行した国司には、紫微中台の官人など天皇家の家産管理に携わる人</p>	

物が充てられていた。また、令制以前から天皇家の家産所領であったとみられる地が「勅旨」と称されている例があり、八世紀の段階から、勅旨田には開発地のみならず既存の経営体が含まれていた。勅旨田とは、天皇家の家産所領のうち、天皇位に付随する所領（官田）として設定されたもの以外の田地をさす語であり、勅旨田は天皇家家産所領の中核をなしていた。

勅旨田について現地での経営管理を請け負ったのは郡司層をはじめとする地方有力者であったが、中央でその全体的な管理を担っていたのは勅旨所であった。勅旨所は天平勝宝八歳（七五六）以降の活動を確認することができ、紫微中台の下部機関として光明皇太后のもと天皇家の家産管理をおこなっていた。光明の死後、天皇家の家産は孝謙太上天皇へと受け継がれ、勅旨所は単独での奉勅が可能な勅旨省として孝謙のもとに改組される。孝謙（称徳）の死後、家産は井上内親王へと受け継がれ、勅旨省も井上の指示をいただく組織となったが、宝亀三年（七七二）の廃后によってその地位を低下させた。光仁は内蔵寮を介在させることによって勅旨省とその管理下にあった聖武系統の家産の処理をすすめる、勅旨省は桓武の即位とともに廃司となった。代わって桓武の家産管理機構として新たに勅旨所が設置され、内蔵寮と連携して家産管理を担った。

桓武は多数の皇子女たちに対して一定の基準のもと賜田・賜地によって家産の分配をおこなっており、平城・嵯峨・淳和は親王時代からそれぞれ別個の家産経営をおこなうようになっていた。平成・嵯峨も在位中に自らの後継者と目した皇子を中心に賜地をおこない、家産の継承先を明確にしている。淳和は在位中に自らの皇子女に対して賜地をおこなっていないが、新たな勅旨田開発を令して親王時代から有していた邸宅（淳和院）への所領集積をおこなっており、それらの院および附属所領が配偶・血縁関係によって伝領されていった。新規勅旨田の設定、院（邸宅）を核とした所領の集積は、嵯峨の冷然院を継承した仁明もおこなっており、天長・承和年間は勅旨田新立の盛行期となっている。この時期に勅旨田の新規設定が頻繁におこなわれた背景としては、太上天皇の存在が挙げられる。嵯峨・淳和らの有した家産は配偶・血縁関係を基としてそれぞれに伝領されており、太上天皇と現天皇とが別個の家産系統に属する状態となった。その結果、新帝のもとに十分な財源が確保されていないといった事態が生じる場合があり、新規の開発による家産の増加が目指されたと考えられる。

第四章、律令制山野支配と家産所領では、田や園のような耕地ではない、山野を主体とする家産所領について、律令国家の山野支配政策との関わりから検討した。山野に営まれた経営体として「林」に着目するほか、山野に設定された禁制地（「禁処」・「禁野」）について、天皇家家産の存在を含めて考察をおこなっている。

日本の古代国家にとって、広範に存在する家産所領を律令体制下に位置づけてゆくことは大きな課題であった。山野に関しては、天武朝に「公私共利」の概念を導入して以来、建前上は特定の主体による排他的占有、つまり家産所領の保有が否定されることとなったが、八世紀初頭において法的規制のもとに位置づけることが出来たのは、経営体を構成する様々な用益地のうち一部の地目のみであった。この段階では、現実問題として為政者層の家産運営のために令制以前からの用益関係を維持することが求められており、直ちに大幅な規制を加えていけるような状況にはなかったものと考えられる。山野における家産所領のあり方が大きな転機をむかえるのは、八世紀末から九世紀初頭のことである。王臣家の家産所領を国家規制のもとに再編するための政策が打ち出され、雑令9国内条が山野支配の理念として前面におしだされた。これにより、これまで経営が黙認されていた王臣家の家産所領は、明確に規制の対象となった。

雑令9国内条の「禁処」規定は、「公私共利」の概念に基づく時禁（山野の利用秩序を維持するための禁制）の実施に適用される場合もあったが、天皇家家産を優先的に確保する封禁の目的をもって設定されたものであった。延暦年間に雑令9国内条によって王臣家の家産所領を規制する方針がとられたのは、単なる「律令制への回帰」政策だけでなく、供御物を確保し、桓武系天皇家の家産所領を整備するという現実的課題への対応策であった。

「禁処」の一種として、天長・承和年間には相次いで設置された「禁野」は、特定の用益権（狩猟）のみを占有するという新しい禁制方式をとるもので、天皇の特権である鷹狩りをおこなうための空間、あるいは仏教思想に基づく殺生禁断領域と認識されていた。これらはイデオロギー装置としての役割をもって登場した新しいタイプの禁制地である。

以上の考察により、天皇家の家産について、八世紀末から九世紀初頭にかけての時期に大きな画期がみいだされることが指摘できた。九世紀は、血縁によって継承されていく家産所領に支えられながら、天皇家が国家財政とは全く別の次元での経済活動をおこなっていた段階から、天皇のために特別に設けられた財源が成立してくる段階への過渡期にあたる。この変化は、王権としての天皇の立場の変化であり、本論文はこの変化の様相を、天皇家の家産所領を軸として具体的に示したものである。また、「公私」が非常に曖昧で未分化な状態から「公」的な財源が明確に意識されはじめるのは、十世紀以降であることを展望として示し得た。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 柳沢 菜々 )													
	(職) 氏 名												
論文審査担当者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: right;">主 査</td> <td style="width: 35%;">大阪大学 教授</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">市</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">大 樹</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">副 査</td> <td>大阪大学 教授</td> <td style="text-align: center;">平</td> <td style="text-align: center;">雅 行</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">副 査</td> <td>大阪大学 教授</td> <td style="text-align: center;">川 合</td> <td style="text-align: center;">康</td> </tr> </table>	主 査	大阪大学 教授	市	大 樹	副 査	大阪大学 教授	平	雅 行	副 査	大阪大学 教授	川 合	康
主 査	大阪大学 教授	市	大 樹										
副 査	大阪大学 教授	平	雅 行										
副 査	大阪大学 教授	川 合	康										
論文審査の結果の要旨													
以下、本文別紙													

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 日本古代の天皇と家産所領

学位申請者 柳沢菜々

論文審査担当者

主査 大阪大学准教授 市 大樹

副査 大阪大学教授 平 雅行

副査 大阪大学教授 川合 康

【論文内容の要旨】

日本古代における所領の存在形態について、従来、次のように論じられてきた。すなわち、7世紀から8世紀にかけて、ミヤケ・田荘と部民制に代表される「私地私民制」が、律令の導入によって「公地公民制」となった。しかし、天平15年(743)の墾田永年私財法を契機とする土地開発の進展によって「初期荘園」が成立すると、「公地公民制」は次第に解体していく、と。だが近年、「初期荘園」や墾田永年私財法に対する理解は大きく変わり、かつて断絶として語られていた7・8世紀の大土地所有も、一貫した論理で把握されるようになりつつある。これにともない、8世紀以後の大土地所有のあり方を再検討する必要性が生じてきた。こうした近年の研究動向を踏まえ、本論文では、8・9世紀を中心に、天皇家の家産所領の実態解明をめざす。本文は全4章と序章・終章からなり、枚数は489枚(400字詰め換算)である。

序章「問題の所在」では、天皇家の経営基盤および古代大土地所有を中心に先行研究を整理し、本論文の課題を設定する。第一章「令制官田の特質」では、前代の遺制として捉えられがちであった官田について、血縁にかかわらず天皇位についた者に継承される田地として新たに創出されたものとみるべきことを主張する。第二章「供御の園と蔬菜供給」では、天皇に供される蔬菜の生産地である園について、もともとは血縁によって家産として継承されてきた所領であったが、8世紀末から9世紀初頭にかけて、天皇位に付随するものとして整備されたことを論じる。あわせて、園池司は庭園の管理担当官司というよりも、天皇家の家産管理機構として捉えるべきだとする。第三章「勅旨田と天皇家家産」では、天皇家の家産所領のうち、天皇位に付随する官田以外の田地が勅旨田であり、開墾田のみならず、その経営が古く遡り得るものも存在すると主張する。また、8世紀末には血縁関係のない聖武系の遺した家産の管理が問題となり、9世紀には太上天皇と現天皇とが別個の家産系統に属していたことが問題となり、それぞれ新たな対応に迫られたことも明らかにする。第四章「律令制山野支配と家産所領」では、法制による認可・保証を得ないまま現地の事情に即して経営が継続されてきた山野が広範に存在していたが、8世紀末から9世紀初頭に規制されるようになったこと、その一方で天皇家は供御供給地を確保することを目的に、律令の「禁処」規定を活用したことなどを論じる。終章「まとめと今後の課題」では、以上の地目に即した考察結果をもとに、天皇家の家産所領の展開過程を整理し直し、今後の検討課題についても触れる。

### 【論文審査の結果の要旨】

本論文の第一の成果は、既存の文献史料のみならず、新たに発見された木簡や『北宋天聖令』、遺跡の発掘調査成果なども積極的に活用しながら、一般的な国家財政とは異なる、天皇家の家産所領の広範な存在を浮かび上がらせたことである。日本古代国家は体系的な律令を備えた国家であったが、実際には律令制度のすべてが社会に浸透したわけではなく、法制上は明確な位置づけを与えられないまま経営され続けた家産所領が多数存在したことを明らかにした点は、日本古代国家の特質を考える上でも重要な成果である。

第二の成果は、天皇家を一個の存在としてではなく、天智系や天武系のまとまりよりも小規模な血縁の単位集団として捉え、その動向に着目することによって、8・9世紀における天皇家の家産所領の展開過程を明らかにしたことである。天皇家家産の継承先と天皇位の継承先は、8世紀までは基本的に齟齬はなかったが、8世紀末に聖武系から桓武系へ皇統が変わると、その矛盾が顕在化し、天皇位に相即的な財源の創出や、桓武系の新たな家産所領の充実化に迫られたという指摘は、今後議論を呼ぶことになる。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。天皇家の家産所領やその管理機関の概念規定が必ずしも明確化されていないこと、8世紀の官田・勅旨田・園・御厨などの捉え方に異論を差し挟む余地があること、山野支配に関わる法令の解釈に問題を残すこと、などである。また、9世紀の家産管理機関として蔵人所の考察は必要不可欠であったと思われるが、考察・言及にいたらなかった点も問題点としてあげられる。

しかし、このような問題を残すとはいえ、先行研究を十分に咀嚼・検討した上でし、新たな見方を提示した本論文は、たいへんに刺激的な内容をもつ。本論文は、査読付きの全国誌に掲載された論文3本を含む論文4本に大幅な加筆を加えて第一・二・四章とし、完全な新稿として第三章と序章・終章を配しており、単なる個別論文の集成ではなく、極めて体系性に富んでいる。筆者が若手研究者であることに鑑みれば、本論文の達成をもとに、今後、自らの構想をさらに深めていくことが期待される。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

以上の理由から、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。